営－22－62【すまい給付金】

2021 年 1 月 28 日

すまい給付金申請窓口各位

株式会社住宅あんしん保証
お問合せ先：営業統轄課
TEL： 03-3562-8130

【すまい給付金】制度改正の閣議決定について

すまい給付金申請受付窓口の運営にご協力を賜りありがとうございます。新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中、日々申請者の方々の窓口対応にご尽力いただき深く感謝申し上げます。

先日、すまい給付金制度の改正について閣議決定されましたので下記のとおりご案内いたします。

記

住宅取得の契約日が以下に該当する場合に、「床面積要件の緩和」「引渡し期限の延長」がなされます。

●注文住宅（請負）の新築の場合　：令和 2 年(2020 年)10 月 1 日～令和 3 年(2021 年)9 月 30 日
●分譲住宅（売買）・既存住宅取得の場合　：令和 2 年(2020 年)12 月 1 日～令和 3 年(2021 年)11 月 30 日

1．床面積要件の緩和

対象となる住宅の最低床面積が 40 ㎡となります。

※ 上記期間の前に契約を締結した場合の最低床面積は、50 ㎡です。

2．実施期間の延長

対象となる住宅の引渡し期限が令和 4 年(2022 年)12 月 31 日となります。

※ 上記期間の前に契約を締結した場合の引渡し期限は、令和 3 年(2021 年)12 月 31 日です。

以上の措置は、今後の国会で関連税制法が成立することが前提となります。変更後の要件を満たす申請の受付も、国会での関連税制法の成立後から行うこととなりますので、改めてご案内します。

※上記契約期間に該当する床面積が 40 ㎡～50 ㎡未満の方については、現在のところ受付できませんが、国会で成立後にポータルサイトやマニュアルを更新したうえで受付が可能になるよう準備が進められています。国会での成立前に、該当の申請者が窓口にお越しになった際はその点をご留意いただきご対応いただければ幸いです。

※今回の制度改正に伴う窓口の継続についてのご相談は弊社営業担当までお願いいたします。

以上

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和３年１月 26 日
住宅局住宅生産課

すまい給付金制度について対象期間の延長等がなされます

本日、すまい給付金制度の改正について閣議決定され、一定の期間内に契約した方について、給付金の対象となる住宅の引渡し期限の延長及び床面積要件の緩和がなされます。

１　背景

ポストコロナに向け、経済の持ち直しの動きを確かなものとし、民需主導の成長軌道に戻していくため、令和２年 12 月８日、新たな経済対策が策定されました。そして、令和２年 12 月 21 日に閣議決定された令和３年度税制改正の大綱に、住宅ローン減税等の延長等が盛り込まれたところです。

本日、住宅ローン減税等の延長等に係る関連税制法案が閣議決定されたことを踏まえ、住宅ローン減税の延長等の措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して適切な給付措置を講ずるため、すまい給付金制度についても、住宅ローン減税の延長等に併せて、一定の期間内に契約した方について、給付金の対象となる住宅の引渡し期限の延長及び床面積要件の緩和を行うよう、『「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正について』が閣議決定されました。

※今回の措置は、今後の国会で関連税制法が成立することが前提となります。

２　すまい給付金制度改正の概要　※詳細は別紙をご覧ください。

一定の期間内※に契約をした方について、以下に掲げる制度改正が適用されます。

※注文住宅の新築の場合　　：令和２年10月１日から令和３年９月30日まで
分譲住宅・既存住宅取得の場合：令和２年12月１日から令和３年11月30日まで

○ 給付金の対象となる住宅の引渡し期限の延長
上記期間内に契約をされた方は、給付金の対象となる引渡し期限について、令和３年 12 月 31 日から令和４年 12 月 31 日に延長。

○ 給付金の対象となる住宅の床面積要件の緩和
上記期間内に契約をされた方は、給付金の対象となる住宅の床面積要件について、50 ㎡以上から 40 ㎡以上に緩和。

３　参考資料

（別紙）　すまい給付金の概要
国土交通省 HP：
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000059.html

（問い合わせ先）
国土交通省住宅局住宅生産課
電話：03-5253-8111（代表）、39448、39471（内線）、FAX：03-5253-1629

すまい給付金の概要

別紙

○ すまい給付金は、住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対し、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、収入に応じ現金を給付する制度。（2021年12月末まで※1に引渡しを受け、入居した方が対象）

○ 一定の期間（＊）に契約した者について、引渡し期限の延長、床面積要件の緩和の措置を実施。

（＊）一定の期間　注文住宅の新築の場合　：令和2年10月から令和3年9月末まで
分譲住宅・既存住宅の取得の場合　：令和2年12月から令和3年11月末まで

1. 給付額

【消費税率8%時】

（参考）収入額の目安	住民税（都道府県）所得割額注	給付額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

【消費税率10%時】

（参考）収入額の目安	住民税（都道府県）所得割額注	給付額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

注 都道府県民税率4%の場合の住民税（都道府県）所得割額

2. 給付対象

自ら居住することを目的とした、以下の要件を満たす住宅

【住宅を新築又は新築住宅を取得する場合】

①住宅ローンを利用する場合の要件

・床面積50㎡以上※2の住宅
・施工中等に検査を実施し、一定の品質が確認された住宅
（例. 住宅瑕疵担保責任保険への加入、建設住宅性能表示制度を利用等）

②現金購入の場合の**追加**要件

①に加え以下に該当する住宅とし、50才以上で650万円以下の収入額（目安）の者が取得する場合に限る。

・省エネルギー性に優れた住宅など一定の性能を満たす住宅
（フラット35Sの基準に適合する住宅等）

【既存住宅を取得する場合】

①住宅ローンを利用する場合の要件

・床面積50㎡ 以上※2の住宅
・現行耐震基準を満たす住宅
・既存住宅売買時等に検査を受け品質が確認された住宅
（例. 既存住宅売買瑕疵保険への加入等）

②現金購入の場合の**追加**要件

50才以上で650万円以下の収入額（目安）の者が取得する場合に限る。

※1：一定の期間（＊）に契約した者については、令和4年12月末まで　※2：一定の期間（＊）に契約した者については、40㎡以上